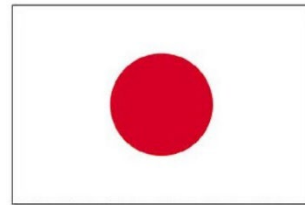


英国・日本の贈与税



2022年12月

英国の贈与税



1) 潜在的非課税贈与 (PET – Potentially Exempt Transfer)

- * そもそも英国には贈与税は無く、贈与の時点では、誰が誰にいくら贈与しても暫定的に非課税で、それを潜在的非課税贈与 (Potentially Exempt Transfer) と呼ぶ
- * そして、贈与者が贈与後7年生存するとその贈与の非課税が確定
- * しかし、贈与者が贈与後7年未満で死亡すると、その贈与は遺産の一部と見做され、遺産の総額が相続税非課税枠を超えると贈与後の経過年数に応じて以下の軽減相続税率が適用となり、受贈者がその分の相続税を支払う

生存年数	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
相続税率	40%	32%	24%	16%	8%	0%



2) 住宅の生前贈与

* 住宅を生前に贈与後、贈与者本人が引続き居住する場合は、以下の条件を満たす必要有り。

- 1) 適正な賃貸料を新たな所有者に支払う事。
- 2) 必要経費(管理費・光熱費・Council Tax)を支払う事。
- 3) 7年間は居住する事。

分割譲渡で、新たな所有者と同居する場合は賃貸料を支払う必要ない。

贈与者が贈与後7年未満で死亡した場合は、7年ルールに従って経過年数に応じて、軽減相続税率が適用される。

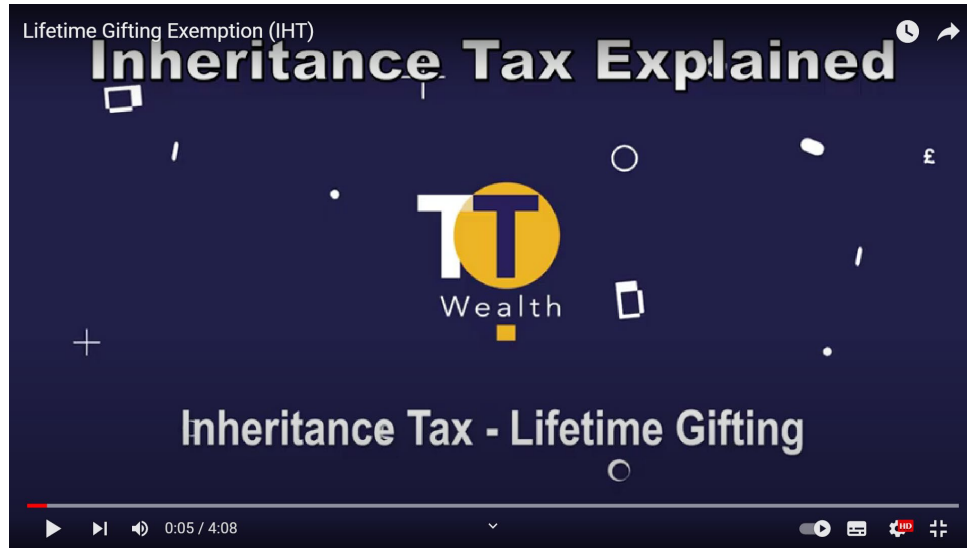


3) 贈与の年間非課税枠 (Annual Exemption)

- * ￡3,000以下。(1年のみ繰り越し可)
- * 知人への￡1,000以下、孫・曾孫への￡2,500以下、子供への￡5,000以下の結婚等のお祝いの贈与。
- * 通常のクリスマス・誕生日のお祝い
- * 高齢者・18歳以下の子供への生活費の援助
- * チャリティ団体・政党への寄付金
- * ￡250までの贈与(他の非課税枠を未使用の場合)

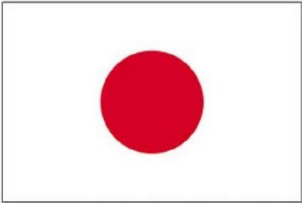


4) 生前贈与に関するYouTbe 動画



<https://youtu.be/3qo9mdajUOA>

日本の贈与税



1) 日本の贈与税

<p>暦年課税</p>	<p>1月から12月までの暦年の贈与で、毎年110万円まで非課税。 110万円を超えた分に対し、10%-55%課税。(税額控除有り) (直系尊属の父母・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与の特例贈与、その他の贈与の一般贈与と有り、税率・控除額が若干異なる。)</p>
<p>相続時精算課税</p>	<p>60歳以上の父母・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与。 累計(数年にわたっても可)で2,500万円まで非課税。2,500万円を超えた後は、一律20%課税 贈与者が死亡して相続が発生した時に生前贈与と相続発生時の遺産を合算し、支払い済みの贈与税と相続税を精算 暦年贈与の110万円までの非課税分は相続時精算課税制度では利用不可だったが、2024年以降は利用可に変更</p>

2) 日本の贈与税率

	一般贈与・一般税率		特例贈与・特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
—200万円	10%	-	10%	-
200—300万円	15%	10万円	15%	10万円
300—400万円	20%	25万円		
400—600万円	30%	65万円	20%	30万円
600—1,000万円	40%	125万円	30%	90万円
1,000-1,500万円	45%	175万円	40%	190万円
1,500-3,000万円	50%	250万円	45%	265万円
3,000-4,500万円	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円—			55%	640万円

特例贈与：直系尊属の父母・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与

一般贈与：その他の贈与

3) 日本の贈与の非課税特例

配偶者への住宅の贈与の非課税特例

* 婚姻期間が20年以上の夫婦間で配偶者が住むための土地・建物、或いはその購入資金は、2,000万円まで非課税

直系尊属の子や孫への贈与の非課税特例

* 直系尊属の20歳以上の子や孫への住宅資金（贈与を受ける年度と建物の性能などにより異なる）

* 直系尊属の30歳未満の子・孫への1,500万円までの教育資金

* 直系尊属の20歳以上・50歳未満の子・孫への1,000万円までの結婚・子育て資金

4) 英国と日本の贈与税の比較

	英国相続税	日本贈与税
年間非課税枠	<p>£3,000 (一年のみ繰り越し可)、知人へ£1,000、孫・曾孫へ£2,500、子へ£5,000以下の結婚祝い、通常のクリスマス・誕生日祝い、高齢者・18歳未満の子への生活費支援、チャリティ団体・政党への寄付、£250までの不特定多数への贈与</p>	<p>暦年課税で110万円 相続時精算課税で累計で2,500万円</p>
税率	<p>贈与者が贈与後7年間生存すると非課税。7年未満の生存の場合は、贈与後の生存年数に応じて、40% - 8%相続税として課税。</p>	<p>暦年課税で、非課税枠を超えた分に対して、一般贈与税率と特例贈与税率の10%-55%(税額控除有り) 相続時精算課税で一律20%</p>
特例非課税		<p>配偶者(20年以上)への2,000万円までの住宅・住宅購入資金、30歳未満の子・孫への1,500万円までの教育資金、20歳以上・50歳未満の子・孫への1,000万円までの結婚・子育て資金。</p>

5) 日本の贈与税・生前贈与加算期間の変更

	2023年12月31日まで	2024年1月1日以降
生前贈与非課税枠	110万円/年	110万円/年
生前贈与の相続資産への繰り入れ	被相続人の生前3年 (3年ルール)	被相続人の生前7年 (7年ルール)

* より早く若い世代への財産の譲渡を促し、経済の活性化を目指す

* 2024年から生前贈与の相続資産への繰り入れ期間を3年から7年へ段階的に延長

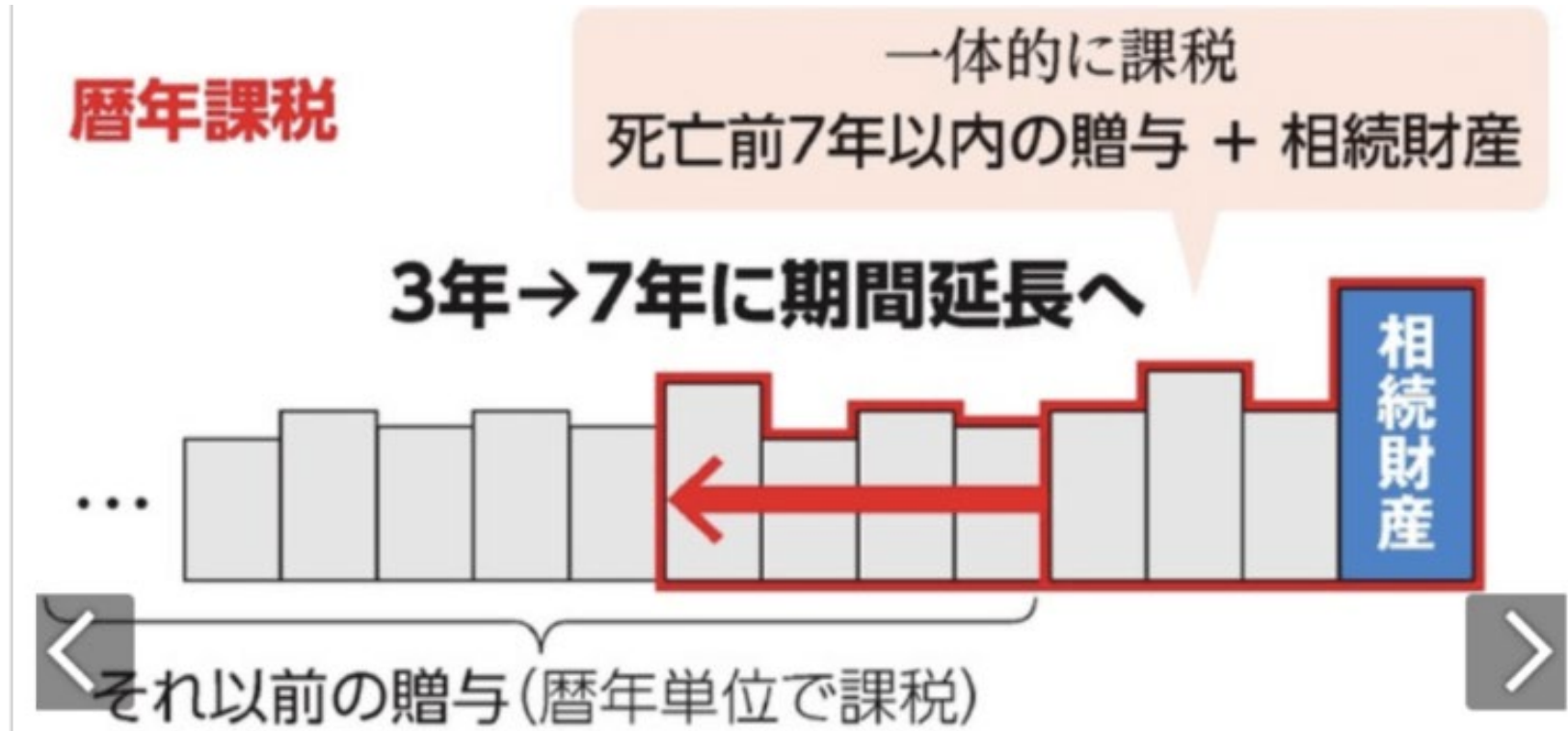
* 過去4年前から7年前の分は100万円まで非課税

(参考)

 https://youtu.be/PIF_jegppM4
YouTube

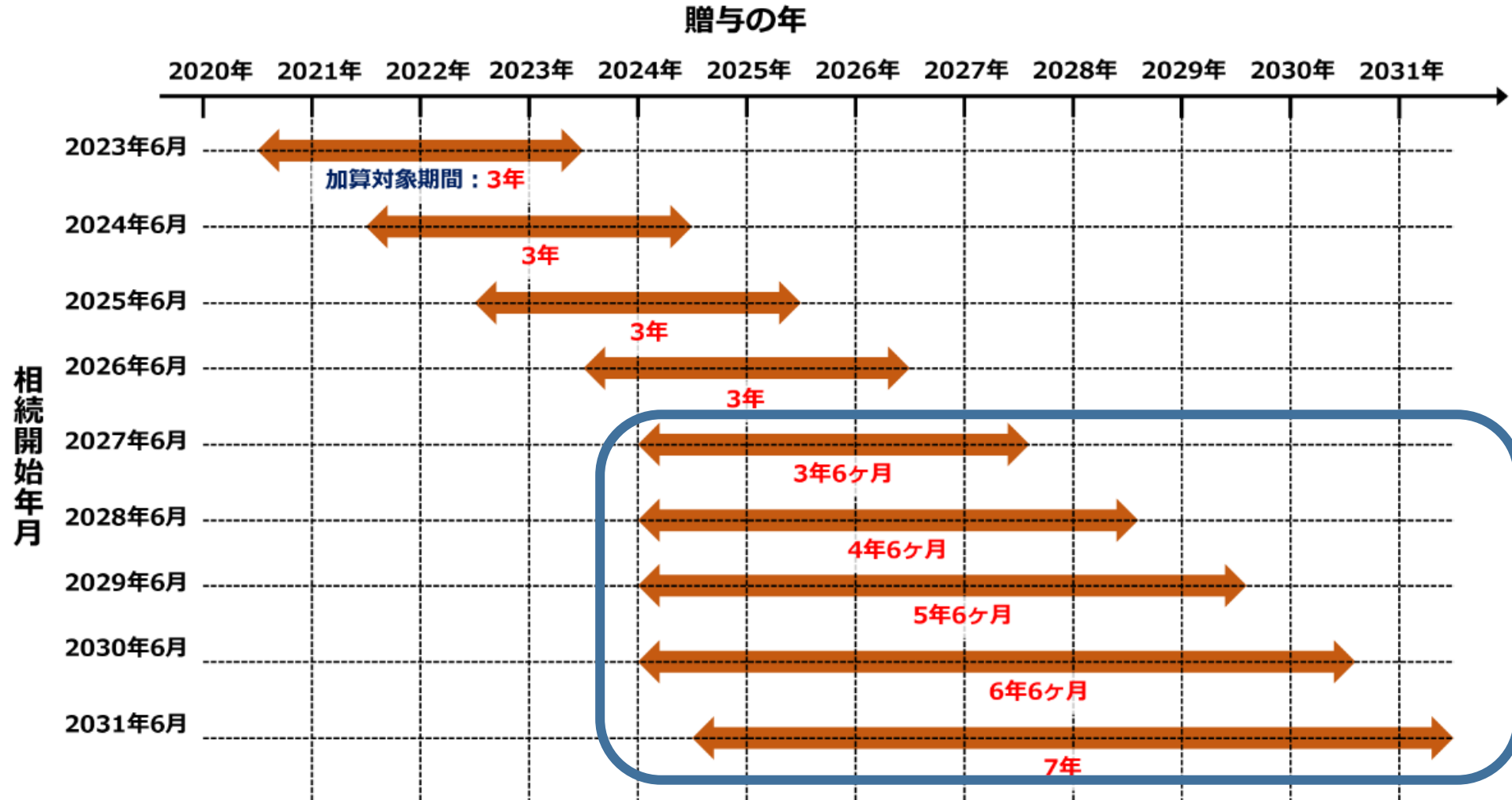
 <https://youtu.be/DxVB7PMYD7c>
YouTube

5) 日本の贈与税・生前贈与加算期間の変更



* 相続・遺贈を受け取る人に被相続人の死亡前3年間に生前贈与があった場合、相続財産に加算して相続税が計算（駆け込み贈与による相続税の回避の防止）

5) 日本の贈与税・生前贈与加算期間の変更



* 2024年から生前贈与加算期間を3年から7年へ段階的に延長

6) 世界主要国の贈与税の比較

	日本	アメリカ	英国	ドイツ	フランス
納税義務者	受贈者	贈与者	—	受贈者	受贈者
基礎控除	110万円/年	約US\$11m/生涯	—	€500k(配偶者) €400k(子)	約80k(配偶者) 約€100k(子)
税率	10%～55%	18%～40%	—	7%～30%	5%～45%
相続資産への合算	過去3年分 (2024年から過去7年分に段階的に延長)	過去全て	過去7年分 (贈与者が贈与後7年以内に死亡した場合、相続資産へ合算され、受贈者が相続税を支払う)	過去10年分	過去15年分

7) 贈与税が掛からない場合

- 1) 贈与税はあくまで個人から贈与が対象で、法人からの贈与は所得税の対象
- 2) 夫婦・親子・兄弟・姉妹などの扶養義務者からの生活費・教育費・治療費・養育費等で通常必要と認められるもの
- 3) 宗教・慈善・学術・その他公益目的の団体が取得した寄付
- 4) 奨学金給付団体等特定公益信託からの交付金
- 5) 地方公共団体の条例に基づく心身障害者共済制度給付金
- 6) 公職選挙法に基づく選挙運動の謝礼
- 7) 特定障害者扶養信託受益権
- 8) 個人からの香典・花輪代・年末年始の贈答・祝い物・見舞金等で社会通念上認められるもの
- 9) 直系尊属からの住宅取得・教育・結婚・子育て資金等で一定額



8) 国際贈与

日本の贈与税の10年ルール

- * 原則、日本の贈与税は国内・海外居住者・国内・海外資産を問わず課税対象
- * 但し、贈与者・受贈者の両方が海外居住10年以上の場合は国内資産のみ課税対象

贈与者 \ 受贈者		国内居住者	海外居住者	
			10年未満	10年以上
国内居住者		国内・海外資産の両方		
海外居住者	10年未満	国内・海外資産の両方	国内・海外資産の両方	国内・海外資産の両方
	10年以上			

注) 贈与者・受贈者が外国籍の場合はルールが異なる



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4432.htm>



以 上

ここに掲載した情報は、2022年12月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。